

妙高市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和6年4月30日

妙高市監査委員 太田正之

妙高市監査委員 高田保則

1 監査等の種類 定期監査

2 監査の対象 令和4年度、令和5年度

- ・地域共生課（令和4年9月1日～令和6年1月31日）
 - ・妙高高原支所（令和4年10月1日～令和6年1月31日）
 - ・妙高支所（令和4年10月1日～令和6年1月31日）
 - ・会計課（令和4年10月1日～令和6年1月31日）
- の財務等に関する事務の執行

3 監査の着眼点（評価項目） 監査の実施にあたり、財務事務執行等の重要リスクを次のとおり設定した。

リスク分野	リスク項目
財務事務執行の有効性・効率性を阻害するリスク	○必要性の乏しい経費支出 ○予算消化のための経費支出 ○不当に高い金額、不利な条件での契約
財務事務執行の法令等違反のリスク	○勤務時間の過大報告 ○カラ出張 ○横領 ○契約やルールと相違する支出 ○契約やルールと相違する収入 ○補助金等の不正申請・交付手続きの瑕疵 ○不公正な契約 ○恣意による意思決定手続きの不適正

	<input type="checkbox"/> 指定管理の事務手続の不適正 <input type="checkbox"/> 未収金の発生防止及び債権管理の怠り
決算の信頼性を阻害するリスク	<input type="checkbox"/> 架空計上・計上漏れ <input type="checkbox"/> 分類誤りによる計上 <input type="checkbox"/> 二重計上
財産の保全を阻害するリスク	<input type="checkbox"/> 不十分な財産の把握と管理 <input type="checkbox"/> 財産の非有効活用 <input type="checkbox"/> 現金等の紛失

4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、主に予算の執行関係、補助金関係、契約関係、財産管理関係等の関係帳簿及び関係書類の調査のほか、関係職員からの説明聴取を行なった。

5 監査の実施期間 令和6年2月9日 ～ 令和6年4月30日

6 監査の日程 (1) 書類審査 令和6年2月9日～令和6年3月14日
(2) 事情聴取 令和6年3月28日

7 監査の結果

監査の結果、地域共生課、妙高高原支所、妙高支所、会計課の財務等に関する事務はおおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、所管課に対して検討、改善を要望した。